

経常建設工事共同企業体に係る基本要件等について

■基本要件

1. 共同企業体は、運営責任の明確化及び総合力の発揮のため、次の要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 構成員相互の利害関係の複雑性、協調の困難性を避け、運営責任の明確化を図るため、構成員数は3建設業者以内とすること。
 - (2) 総合力発揮のため工事の施工に当たって各構成員が資本、技術及び材料等を提供し、実質的に施工能力が増大するものであること。
 - (3) 運営形態は、構成員が一体となって施工する方式を原則とすること。
 - (4) 出資比率の下限は2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
2. 共同企業体の構成員は、次の要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 全ての構成員は、当該申請に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。
 - (2) 全ての構成員は、当該申請に対応する許可業種について、許可後営業年数が3年以上あり、かつ建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
3. 共同企業体の結成は、建設業者の自主的な結成によるものとする。

■結成基準

1. 共同企業体を結成しようとするときは、次の基準によらなければならない。
2. 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的で結成するものであること。
3. 市内業者(格付等級がAの者を除く。)による構成であること。
4. 組合せは、同一等級又は直近等級に属する者であること。
5. 当該共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員になることはできない。(登録業種が異なっている場合でも、2つ以上の経常建設共同企業体の構成員にはなれない。)

■資格審査

1. 資格審査は、受け付け期間内に経常建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を提出した共同企業体について行うものとする。
2. 上記の基本要件及び結成基準に適合する者を競争入札に参加する資格を有する共同企業体として建設工事入札参加資格者名簿に登載するものとする。
3. 共同企業体の等級の格付けは、共同企業体経営規模総括表に基づき算定した格付点数により行うものとする。
4. 格付けされた当該格付等級が、構成員のうち最も上位の格付等級より2級以上となる場合であっても、構成員の最も上位の格付等級の直近上位に格付けするものとする。